

〔3番 谷口敬信 登壇〕

○3番（谷口敬信）

皆様こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。今回は、除雪について、質問させていただきますので、よろしくお願いします。3点についてお尋ねいたします。

いよいよ12月で、冬の到来につき、雪囲いの準備、除雪、融雪剤散布、雪下ろしといった作業に追われる季節となりました。今月から、来年3月にかけて、おおむね4か月間は、雪との戦いで、例年通り続くのかなと思われます。

そこで、飛騨市内の道路公道除雪につきまして、高山国道神岡出張所、岐阜県古川土木事務所、飛騨市建設課に調査、問い合わせをいたしました。国道41号線は、約48キロで、委託業者は事業者のみで、岐阜県古川土木事務所管内の国道41号線を除く国道及び県道の除雪延長は約140キロメートル、委託業者は16事業所、除雪費用は除雪車両の購入費を含まない結果のもので、令和元年度が約1億6,000万円、令和2年度が2億8,000万円、令和3年度が5億1,000万円であり、3年間の平均除雪費用は約3億2,000万円となります。また、市道の除雪延長につきましては、車道が285キロメートル、歩道が18キロメートルの計303キロメートルでございます。

委託業者は35事業所、除雪費用は各年度の決算書、除雪費用、除雪車両の購入書を含むものがありますが、令和元年度が1億5,500万円、令和2年度が6億7,300万円、令和3年度は8億8,200万円であり、3年間の平均除雪費用は5億6,300万円になります。市民の生活道路としての除雪費用は古川土木事務所と、飛騨市の3年間の平均金額で、合計約8億8,000万円になり、多額の除雪費用が使われている結果となります。

委託業者の降雪時の深夜から早朝にかけての除雪作業と、連日となる夕方から夜にかけての凍結防止剤の散布作業に感謝をし、除雪作業の効率の向上と、事務手続きの電子化に向けて、お尋ねいたします。

1点目、除雪管理システム導入について。GPS除雪管理システムの導入は近郊の豪雪地域では最初に、新潟県上越市が2011年、平成23年に続いて、妙高市が2015年、平成27年に見えて安心、使って楽々除雪管理システムで、ICT地域活性化大賞を受賞されており、導入費用が4,248万3,000円、運用費用が405万3,000円となっておりました。近年では、2018年、令和元年に、長野建設事務所に導入されています。

飛騨市は、令和2年度決算書の成果に関する説明書に示されているとおり、除雪委託費の算出については、迅速さや事務量軽減のために、除雪管理システムの導入も検討しているが、岐阜県において除雪管理システムの導入が進んでおり、県道と市道を同一業者で除雪している事業所もいることから、別システムによる事業所の手間が増えることのないよう、岐阜県の動向を把握し、導入に向けて、引き続き検討していくということになっております。

現況は、土木事務所及びセンサー等を装置設置してあるんですが、指示がございまして、市の建設課の指示により、除雪車両が出動し、車両のタコグラフによる運転日報の管理、積雪量、除雪状況の写真管理、委託用業務請求書等、一部電子化しておりますが、紙による事務手続きに労力を使っております。県道と市道と、同一業者で除雪事業所は約16事業所と考えられますので、SDGs、無駄のない効率のよい除雪作業に伴うCO₂の削減に取り組んでいただきたいと思います。

ます。

そこで、前回、9月の令和3年度決算特別委員会の中でも質問いたしましたが、再度、今後の岐阜県の動向を踏まえて、飛騨市の除雪管理システム導入に向けた計画、お考えについて、飛騨市としての見解を長所短所も含めてお示してください。

それでは、2点目いきます。除雪について。古川土木事務所管内の国道と県道及び市道の除雪出動基準は、次のとおりとなっております。

（１）新雪除雪。昼間は新降雪が10センチメートル、市街地道路は5センチメートルを超えた場合、夜間は、新降雪が10センチメートル。なお、1日1,000台通過以下の第2・第3種除雪道路については15センチメートルを超えた場合となっております。（２）路面正整。平坦性等の確保が必要なとき。（３）拡幅除雪。道路幅員の確保が必要なとき。（４）運搬排雪。拡幅除雪が困難なときの運搬作業です。（５）凍結防止剤散布。気温が低下し、路面凍結のおそれがあるとき、または既に凍結が発生しているとき。（６）歩道除雪。午前7時時点の積雪深が20センチメートル、市街地は10センチメートル以上と予想されるとき。

以上（１）から（５）までの極めて細かい基準があり、除雪後の車道は、通行車両により、ある程度雪は解け、凍結防止散布材により、舗装が目視できるくらいになり、日常は安心して安全運転に努められます。

しかし、歩道は冬期になると、利用者が極端に減り、1月以降は気温の低下、氷点下の真冬日が続く、雪も車道に比べて解けにくく、積雪も10センチメートル以上、所々凍結が見られ、長靴を履かないと通れない状況が次の歩道除雪日まで続き、中には車道を歩かれる市民の方も見受けられます。

また、2月以降は積雪が少なくとも、気温が晴天の昼間は上昇し、雪が解け、夜間には氷点下になり、凍結し、翌朝などには滑って転倒することもあり、特に高齢者にはとても危険な状態が続いております。

私の住む県道谷高山線もその例外ではなく、各行政区、地区の役員さんが、青天の日を選び、小型ロータリー除雪機で除雪作業をされ、凍結して危険な箇所には、凍結防止剤散布も行っております。そこで、冬季の歩道の危険性について、理解された上での歩道除雪の出動基準の見直し、例えば、積雪深が20センチメートルを10センチメートル等に変更するとかできるのか、飛騨市の見解をお示してください。

3点目いきます。飛騨市ボランティア除雪事業、飛騨市道路除雪サポーター募集概要についてお聞きします。参考までに別紙、除雪道路施設サポーター制度の概要を添付しておきました。大きく分けて、2点でございました。（１）稼働実績に応じた除雪機械の燃料の支給。ただし、作業中に発生した事故等は、自己責任とする。（２）最大10万円の除雪機械購入補助金。購入費の3分の1以内での支給となっております。

以上から考えるに、（１）で、燃料費の支給では金額が安すぎると思いますので、機械の損料を含めたワンシーズンでの金額にされてはいかがでしょうか。特に小型ロータリー除雪機械の作業中に発生した事故等は、自己責任となっておりますが、せめて団体保険を考えられてはいかがでしょうか。飛騨市の見解をお示してください。また併せて、10月31日、締め切りだったと思うのですが、募集の結果の件数、人数等を教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、1点目の除雪管理システム導入についてお答えします。現在飛騨市では、委託先業者の除雪オペレーターが、毎回車両にセットしたタコグラフを基に、作業日報を作成し、それを市職員が確認、月2回の精算を経て、各業者へ委託料を支払っております。岐阜県においても、飛騨市と同様の手法で、算出しておりましたが、タコグラフのセット不備による印字ミスなど、課題も様々あることから委託業者からも、事務負担の軽減が望まれております。

令和元年度において、県が検討を進めている岐阜県除雪業務管理システム及び岐阜県道路雪情報システムの導入について、各市町村の意向調査が行われました。県システムを導入するメリットとしては、1日の出勤時間や、除雪路線などを素早く把握でき、適切な予算管理ができることに加え、市独自でシステムを導入するより、安価になること。県道と市道と市道の除雪作業を兼ねている委託業者は、同一システムで管理でき、事務作業を大幅に軽減できることなどがあることから、市としては、システム導入について、賛同の意向を示したところです。

しかしその後、システム開発を受注した岐阜県建設研究センターと、導入に向けての協議を行ったところ、県のサーバーセキュリティーの問題など、市道除雪に適応させるための課題が山積していることが判明し、今後さらに検討していくこととなりました。

なお、岐阜県では、令和2年度から2年間、本システム導入に向けた試行運用が行われ、本年令和4年度より本格運用されると伺っております。市としましては、今後、岐阜県の運用状況や、他自治体の状況、除雪業者からの聞き取りを行いながら、引き続き除雪作業の効率化や事務負担軽減に向けて検討してまいります。

次に、2点目の出勤基準の見直しについてお答えします。市道の道路除雪につきましては、飛騨市道路除雪実施要領における除雪出勤基準に基づいて行っております。歩道の除雪につきましては、ご指摘のとおり、午前7時時点の積雪深がおおむね20センチメートル以上となることが予想される時と定めており、国や県と同等の基準で運用しております。お尋ねの歩道除雪の出勤基準の見直しについてですが、市の基本的な考え方としては、歩道除雪は極力、通勤、通学の時間帯に間に合うように実施すること。長靴、防寒靴で支障なく歩行できることを前提に実施しており、これまでどおりの基準により、引き続き対応したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、凍結や危険な箇所や降雪が断続的に続くことで、再除雪が必要となる路線につきましては、区長等からの要請により、融雪剤の配布や委託業者への再除雪指示など、今後も迅速かつ丁寧に対応してまいりますので、お願いいたします。

最後に3点目のボランティア除雪事業についてお答えします。この制度は、旧神岡町で、ボランティア除雪燃料費支給制度として運用されていたものを、合併後に飛騨市制度として継続したもので、市の除雪の手が届かない公共性のある箇所において、個人除雪で頑張ってくださいの方を燃料費だけでも、市が応援していくとの趣旨で始まったものと認識しております。

令和4年度からは、道路除雪サポーター制度と名称を変え小型除雪機械等の購入補助を拡充し、

運用しております。本制度を運用する中、過去には、利用者から、写真等の実績報告書類が煩雑で、事務負担が大きい等のご意見が出されたこともあり、提出書類の簡素化による負担軽減を図るなど、これまで利用者目線で改善を図りながら、現在に至っております。

令和4年度は、現時点で古川町で7名、神岡町で9名、合計16名の方に道路除雪サポーターとして登録させていただきました。今回議員より、燃料費のほかに、機械損料費を含めた1シーズンで金額設定してはとのご提案と、保険料を市で負担すべきとのご提案をいただきました。個人所有の、除雪機械には、大小様々な種類があることや、年度によって降雪量も異なること、保険加入による書類提出などについて、利用者負担とならないよう、努める必要もありますので、こうした点もしっかり検討し、今回除雪サポーターに登録いただいた方々からのご意見も再度伺いながら、今後さらに利用しやすい制度改善を図ってまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○3番（谷口敬信）

ご丁寧な説明どうもありがとうございます。1点目のGPSによる除雪管理システムの導入についてなんですが、私も古川土木事務所の高木課長にちょっとお尋ねしたんですが、県は今年、令和4年度からやられるということを伺っております。それで、前回令和3年度の決算特別委員会のときの返答は全く飛騨市は考えていないというような返答でしたので、いかがなものかなと思って、再度この質問をさせていただいたんですが、一応今、ご説明あったように部長のほうであと大体いつ頃からできそうだというふうな計画はお持ちでしょうか。もし、お持ちでしたらご返答願いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

これは県のシステムをお借りしてと言いますか、県のシステムを利用して市が使わせていただくというようなことになりますので、なかなか県のセキュリティの関係が解決しないと、どうしても話が進んでいかないということがありますので、その辺は飛騨市だけではなくて、県内の市町村で降雪地域の市町村が一丸となって、一緒になって取り組んでいく必要があるのかなというふうに考えております。したがって、いつまでという見込みは今のところちょっと立っていないものですから、明確なところはちょっとお答えできないという状況でございます。

○3番（谷口敬信）

大体どこの自治体も一緒なんですけど、まず岐阜県が先行して、そういう事業をやられて、その後でやっぱり二、三年後についていくというようなシステムにはなっております。高山土木事務所のほうでも、今年度から、やっぱりセンサーとか、GPS、あんなのはスマートフォンのアプリを使えば簡単なものですので、そういったことで始めるということで、恐らくそういった足並みをそろえて高山土木事務所といかれることではないかと思いますが、業者とのお話はありますので早い時期に達成していただければ、除雪業者も結構労力が助かります。よろしくお願いします。

いいですか、引き続き2点目。歩道除雪の件なんですけども、20センチメートルというと、これくらいなんです。分かりますか。そこを大人ですから僕はありませんよ、車で行きますから。

そこを通勤、通学とか公民館へ行かれるおじいさん、おばあさんとか、いきいき体操とか、うちの母も行くんですけども、そういう人に行けということなんですかね。

それで、次回の20センチメートルまで待っていると、本当に大変なことになりますので、冗談抜きで私も実際、自分のところの除雪機で、たまに時間があつたときは県道なんすけども、歩道もやっております。役員の方も本当に日曜日とかにやっていただいているんですけども、これも県道にはなるんですが、3番目に質問いたしました除雪サポーター制度の中で使わせていただける制度なのかどうかお尋ねします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

これについては、市の制度ですので、基本的には市道もしくは農道とか、要は市が管理する道路についての制度というふうにご理解いただきたいと思います。県道につきましてはこういった市の制度をご理解いただきながら県のほうで対応できないかということはしっかり伝えてまいりたいと思っております。

○3番（谷口敬信）

制度の概要を見ますと、どういうふうにと考えたらいいかわからないんですが、「対象条件全てに該当すること。」「原則、通常除雪道路ではない国道、県道、市道等の生活道路（私道を除く）であること。」になっております。ということは、私道ではないということは、国道までオッケーという解釈に私は取れるのですが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

大変失礼しました。国の国道、県道、市道、いわゆる私道ではない公共の道路であれば、それが対象となるということで今の制度は設定しておりますので、大変失礼いたしました。

○3番（谷口敬信）

ということは、今はやはり10月31日が募集期限になっていたんですが今年度は無理ですね。無理なら無理でまた来年にでも、応募しようと思ひまして。本当に1回考えてください。結構、歩道20センチメートルはきついですよ。歩道1メートルでいいんです。2メートルもしても、車椅子とかそんなに通ることはないの、1メートルだけなんとかしないと、本当にあれば危険ですよ。それだけ認知していただきたいと思います。

それと、最後に3番にいきます。古川のほうで7人、神岡で9人ということで16の方が応募されたということなんですが、今の私のご意見もちよつと、その応募された方の中でお話をしていただいて、条件をよくされる方向でしていただければ私の自治会のほうでも、ぜひ歩道除雪とか、そういったことに募集したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

いいですか、引き続き。それとちよつと余談にはなりますが最後に11月26日に開催されました令和3年、令和4年の飛騨市表彰式の土木、交通功労の部で除雪オペレーターとして従事され、公共事業の推進及び、市民生活の保全に多大な貢献をされたとして受賞されました8名の市民の方と、受賞を決定された飛騨市都竹市長に建設業に従事する者1人として、感謝の意を表し、除

雪作業の苦労が認知されたことを心から喜んでおります。本当にありがとうございました。私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

〔3番 谷口敬信 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、3番、谷口議員の一般質問を終わります。以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。